

## 平成29年第2回川本町議会臨時会会議録

(第1日目) 平成29年3月31日 午前10時00分開議

- 議 長      おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより本会議を開きます。
- 本日、第2回臨時会が招集されましたところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。
- ただいまの出席議員数は、9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
- 々           これより、平成29年第2回川本町議会臨時会を開会します。
- それではただちに、本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。
- 々           日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。
- 会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長におきまして、2番木村議員、3番高良議員を指名します。
- 々           日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。
- 本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 異議なしと認めます。
- 々           よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。
- 々           お諮りします。
- 本議会における会議録の作成において、発言中の単純な言い間違いなどの訂正については、会議規則第63条の規定により、発言の趣旨を変更しなければ訂正できることになっています。
- これに該当する訂正については、議長において訂正することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 異議なしと認めます。

議 長 よって、そのように「決定」しました。

々 日程第3、「町長あいさつ」を行います。番外三宅町長。

番外  
三宅町長 皆さん、おはようございます。本日、平成29年第2回川本町議会臨時会を招集致しましたところ、議員の皆さまには万障お繰り合わせの上、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

先週には保育園の卒園式も終わりました、小中学校の卒業式も終わりました。現場にて卒業式や卒園式の姿を見ていますと、この子どもたちの将来の為に持続可能な自治体として、川本町は頑張っていかなければいけないと痛感しますと共に、勇気と激励の気持ちを受けたところでございます。

14日には、県庁に於きまして正式に株式会社三協の進出につきまして、調印式を行い、平成30年4月からいよいよ創業が始まって参ります。明日からは組織の活性化も諮り29年度がスタートします。職員一丸となって、つながりとぬくもりの中で豊かに暮らす町づくりに取り組んで参りますので、議員の皆様のご指導をよろしくお願い申し上げます。

本日の臨時議会では、条例案件1件、予算案件1件、その他案件2件について、ご承認願うものであります。よろしくご審議いただきまして、ご認定いただきますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

議 長 以上で、「町長あいさつ」を終ります。

々 それでは、執行部から、議案の提案理由の説明を求めますが、今議会におきましては、事務局長並びに提案者からの議案書の朗読は省略します。

々 日程第4「議案第37号、川本町子ども・子育て支援基金条例の制定について」を議題と致します。

執行部より提案理由の説明を求めます。番外長田健康福祉課長。

番外長田健  
康福祉課長 それでは「議案第37号、川本町子ども・子育て支援基金条例の制定について」、ご説明申し上げます。では、次ページをお開き下さいませ。

子育てにかかる経済的負担の軽減や、安心して子育てができる環境整備を図ると共に、少子化対策に資する事業資金に充てるため、設置するものでございます。この、基金につきましては、昨年の3月定例会で議員発議により条例改正された1年分の議員報酬の減額分について、また、本年3月の定例

番外長田健  
康福祉課長

会において議員発議により条例改正された、平成29年4月1日から平成32年4月24日までの間における議員報酬月額5%の減額分において少子化対策や子育て支援の財源として活用を望まれ実施された事を受けまして、新たに基金条例を制定し、積み立てるものでございます。この基金につきましては、平成29年度から実施する子ども等医療費助成など、子ども・子育ての支援事業に充当したいと考えております。

附則と致しまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

以上で提案理由の説明を終わります。

々

これより質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々

これより討論を行います。討論はありますか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結します。

々

これより採決に入ります。この採決は、挙手により行います。

々

「議案第37号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手、「全員」であります。

々

よって、「議案第37号」は原案のとおり、「決定」しました。

々

次に、日程第5、「議案第38号、平成28年度川本町一般会計補正予算(第7号)」を議題と致します。  
執行部より提案理由の説明を求めます。番外森川総務財政課長。

番外森川総  
務財政課長

それでは「議案第38号」について、ご説明申し上げます。  
本議案は、平成28年度川本町一般会計補正予算(第7号)でございます。今回の補正は、繰越明許費の補正であります。

次のページ、第1表をご覧ください。

第2款、総務費、住まいづくり応援事業につきましては、住宅の新築や中古住宅の購入助成、空き家改修の助成及びUターン住宅改修助成につきまし

番外森川総務財政課長

て、平成28年度に交付決定した事業のうち、年度内完了が困難となった事業の助成金6,900千円を29年度へ繰り越すものであります。

次に、2款、総務費、携帯電話等エリア整備事業につきましては、携帯電話の不感地域の解消の為、本年度実施しております馬野原地区及び田原地区の携帯電話基地局の整備事業につきまして、1月からの降雪等により当初予定しておりました年度内完了が困難となった事から58,132千円を繰り越すものであります。

続きまして、2款、総務費、個人番号カード交付事業につきましては、マイナンバーカードの発行業務につきまして、国からの補助金を活用して業務委託をしておりますが、マイナンバーカードの発行状況を鑑み、本年度交付決定額につきましては、予算を29年度へ繰り越して引き続き実施するよう国からの指示があった事から、本町におきましても交付決定額のうち、執行残額の589千円を繰り越すものであります。

続きまして、3款、社会福祉費、臨時福祉給付金事業につきましては、12月補正で12,900千円の予算計上を致しました消費税率引き上げによる影響を緩和する為、所得の少ない方に対して制度的な対応を行うまでの間、暫定的、臨時的な措置として臨時給付金経済対策分について給付を行っておりますけれども、2月から給付を開始し4月までの受付期間がありますが、未だ受け付けを済ませておられない方につきまして、29年度にわたって給付をする必要がありますので、未だ給付をされていない方への2,100千円を繰り越すものであります。

8款、道路橋梁費、中倉日向線改良事業につきましては、日向側工区の工事の掘削工事におきまして、想定よりも岩盤が浅い所にあり、当初予定しておりました掘削工事に不測の日数を要した事から、年度内完了が困難となった事から31,643千円を繰り越すものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

以上で提案理由の説明を終わります。

々

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

2番木村議員。

2番  
木村議員

すみません。住まいづくりの応援事業の関係についてですね、あとどのぐらいの応募者等の関係、それから件数等の関係について、お尋ねします。それから臨時福祉給付事業の関係なんですが、課税対象者が何人で残りの給付申込者が者が満たない対象者が何人かということ。それから課税対象者でな

2番  
木村議員 一方の対象だと思うのですが、この事について不勉強で申し訳ないんですけど、課税対象者でない方の今後の在り方について、課税が払われないという根本的な問題なんかの対策等の関係は有るのかどうなのか、という事をお尋ねします。

議 長 番外左田野まちづくり推進課長。

番外左田野  
まちづくり  
推進課長 質問いただきましたところの、住まいづくり応援事業の関係でございますが、大変申し訳ありません、繰越分のちょっと資料だけを持ってきておりましたので、実績の方の件数を全ては把握しておらなくて大変申し訳ございませんが、新築とか住宅購入の補助につきましては21,000千円ほど執行しております。その関係で残り2件ほど執行を交付決定しておりますが、未だ完了していない関係を今回、繰り越すこと。それから空き家改修につきましては、執行済みが5,000千円を少々ございまして、あと1件ほど既に交付決定している中で完成していないものがある。これは1,000千円ほど想定しております。それからUターンの住宅改修がありました。これは1件だけなんです、この認定しました1件が現在完成しておりませんので、これを繰り越させていただき明許費で計上させていただきという事で、新築住宅の購入等で2件、空き家の関係で1件、Uターンの関係1件で4件を今回繰り越すようにしてございまして、実際に実績の方につきましては、金額ベースで21,000千円と5,000千円と上げてございまして、それについては実績の方お知らせしたいと思います。

議 長 番外長田健康福祉課長。

番外長田健  
康福祉課長 それでは臨時福祉給付金について、お答えを致します。  
まず対象者と致しましては932名。3月24日現在で808名の方に支給申請が済んでおります。残りが124名という事になっております。今回の給付金につきましては、住民税の非課税者に対して支給という事になっております。本人が非課税の場合、それから課税者に扶養されておる方も対象外という事になっております。この度の給付金につきましては、国の方が社会全体の所得の底上げとに寄与するため、低所得者の安心感を確保する為という事で、国の方が制度を創設致しました。それに基づきまして町の方が実施をしたものでございまして、課税対象者につきましては、支払えないという事でございまして、ここらにつきましては国の考え方で課税されるという事はそれなりに所得があるというふうな考え方からでございまして、国の制

番外長田健康福祉課長 議 長	度を踏まえて実施をしたものでございます。  木村議員、よろしいですか。はい、2番木村議員。
2番 木村議員	残りの124名の方でですね、これは原則、考え方としては申告というか、申請しない限り出さないという考え方で、役場の方から「あなた、未だ申請していないから」というような、そういうふうにするものでもない。どっちかという行政の方は申請のみという発想があるかなと考えますが、どうでしょう。
議 長	番外長田健康福祉課長。
番外長田健康福祉課長	はい、この給付金につきましては先ほど申し上げました932名の対象者の方には全て、役場の方から申請書を送っております。随時、申請を受け付けておるところですが、やはり申請主義という原則に基づきまして、本来であれば残りの方に全て申請も有るんですよというような事をお伝えをすれば良いんですけど、あくまでも申請主義という事で申請されなかった場合には、支給が出来ないという事になります。ちなみに申請の期限が4月の23日という事にしております。
議 長	よろしいですか。されますか。はい、2番木村議員。
2番 木村議員	非課税の対象者の方の対応っていうか、その困窮者というのは分かるんですけど、それはその非課税どうやって質問すれば良いですかね、俗に言う税金を払ってもらうための対策とか、そういうふうな執行部としての考え方があるのかどうなのか、ちょっと質問する事態もあれなんです。ちょっと分かりにくいかと思うんですが、俗に言う非課税や税金を払わない人に対してね、税金を払うような形にして何らかのその対策とか税金を払う為の生活支援とか、そういうような考え方があるのかどうなのか、だから非課税で税金を払わない人は、ずっと税金を払わんで、そのまま町民としておられるという事に対して、どういう考え方なのかなという。ちょっと難しいね。税金を払わない人に対してね、税金を払わないで済むという町民の方に対してね、それは失業しておられるのか、ただ年金だけでは、年金を勿論もらう人は良いですね。年金も、もらえない人。だから非課税対象者というのは、どういう方が非課税対象者なんですか。その932人も居られる方が税金を払っていらっしゃらなかったのは、どんな方が税金を払っていらっしゃらないかと

2番  
木村議員 いう。また、別途、教えて下さい。ちょっとご返事に困られると。税金払われる、だから税金払わずに当然ながら住民として、国民としての担保はしていろいろと受けられていると思うんですけど、税金払わずにそれなりに生活保護者とは又、別なんですよ。非課税対象者は誰ですか、それだけで良いです。

議 長 番外森川総務財政課長。

番外森川総務財政課長 その所得の基準がございますので、その基準以下の所得の方が、そのまま非課税対象者という事になろうかと思っておりますので、その方がどうかというのとは私もちょうと今、分かりませんが、そういった方がという事であらうと思っております。一般的には年金、国民年金だけの方なんか非課税の対象者になろうかと思っております。

議 長 他ありませんか。3番高良議員。

3番  
高良議員 1点だけちょっとお伺いします。中倉日向線ですが、岩盤線が位置が高かったという事は、変更対象となって、最終的には積算のやり直しというパターンというふうに理解して宜しいのでしょうか。

議 長 番外杉本地域整備課長。

番外杉本地域整備課長 大変申し訳ないです。詳細の資料がちょっと手元にないんですけど、私の記憶では設計の変更は無かったように、それ以外の変更はありますけれども、この件に関しては設計変更は無かったと把握しております。

議 長 はい、5番片岡議員。

5番  
片岡議員 携帯電話等エリア整備事業について、お尋ねします。光通信を始める時に付帯条件として、携帯電話の不通地域を無くすという事が項目にあったと、うる覚えに覚えてるんですが、これは58,000千円というのは、その条件に当てはまらない地域の整備なのかという事が1点と、NTT側としても出すべきではないかなというふうに思うのですが、全て川本町で負担するのでしょうか。そこら辺のところをちょっとお聞きします。

議 長 番外左田野まちづくり推進課長。

番外左田野  
まちづくり  
推進課長

1つは今回これを繰越とさせていただいたところは、先ほど総務財政課長の方から説明いただいたように雪の影響等で工期がギリギリになって、3月末に終わっても検査等の関係が起これば国の方の考え方としては、全て繰り越してくれという事がありましたので、最大限の額を繰越の可能性のあるものとして、今回、計上させていただきました。この事業自体の関係につきましては、今回、工事しておりますのは田原地区と馬野原地区でございますが、馬野原地区につきましてはドコモさんとソフトバンクさん。田原地区については、ドコモさんだけのところでございます。昨年の予算の時にも説明させていただいておりますが、これについては国の補助金それから過疎債の活用、それから過疎債に対する交付税措置、それから応分の事業者の負担という事で、最終的には町の負担はないという形で事業を進めるようになっております。それで光通信のサービスの提供をしておられますNTTさんとは全く関係はしてこないところでございまして、今回の光通信で整備した線を活用して、この携帯基地局の基盤の部分を支援できておりますので、F T T H事業によって整備した光ファイバー網があったので、今回の携帯基地局の整備も進める事が出来たというふうに考えております。

議 長

よろしいですか。  
（「はい」の声あり）  
他ありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。

々  
これより採決に入ります。この採決は、挙手により行います。

々  
「議案第38号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手、「全員」であります。

々  
よって、「議案第38号」は原案のとおり、「決定」しました。

々  
次に、日程第6、「議案第39号、専決処分の承認を求めることについて  
《工事請負変更契約の締結について》」を議題と致します。



議 長 執行部より提案理由の説明を求めます。番外杉本地域整備課長。

番外杉本地域整備課長 それでは「議案第39号」について説明を致します。  
この議案は地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。専決処分の事項は、工事請負変更契約の締結について。専決処分年月日は、平成29年3月24日でございます。次のページを、お開き下さい。  
現在、実施しております簡易に水道再編推進事業におきまして、事業の繰越が決定しておりますので、工事の工期につきまして変更をするものでございます。契約の目的は、平成28年度簡易水道再編推進事業、川本浄水施設機械・電気設備工事でございます。工期につきまして、着工日は、平成28年8月24日。変更前の完成日は、平成29年3月24日。変更後完成日は、平成29年3月31日でございます。  
以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議 長 以上で提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。質疑はありますか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 これより討論を行います。討論はありますか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は、挙手により行います。

々 「議案第39号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手、「全員」であります。

々 よって、「議案第39号」は原案のとおり、「承認」されました。

々 次に、日程第7、「議案第40号、工事請負変更契約の締結について」を議題と致します。

々 執行部より提案理由の説明を求めます。番外杉本地域整備課長。

番外杉本地  
域整備課長

「議案第40号」について説明を致します。

本議案は、平成28年度簡易水道事業再編推進事業、川本浄水施設機械・電気設備工事において、工事請負変更契約を締結する為、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、平成28年度簡易水道再編推進事業、川本浄水施設機械・電気設備工事。契約の方法は、指名競争入札。契約の金額は、137,268,000円。契約の相手方は、島根県邑智郡川本町大字谷戸2908番地7、株式会社 江ノ川開発 代表取締役 <sup>やまぐちよしお</sup>山口嘉夫氏でございます。

工期につきまして、着工日は、平成28年8月24日。変更前完成日は、平成29年3月31日。変更後の完成日は、平成29年6月30日でございます。

以上、ご承認のほど、よろしくお願い致します。

議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

々

これより質疑を行います。質疑はありますか。3番高良議員。

3番  
高良議員

3ヶ月も工期を延ばす必要がある理由と、どの工事においてそういう状況が起こったのかの説明を求めます。

議 長

番外杉本地域整備課長。

番外杉本地  
域整備課長

工期の、これは繰越事業という事になります。そもそもがですね、この簡易水道再編推進事業において、紫外線殺菌装置を設置するという事業を行ったところでございますが、3月の定例会でも報告をさせていただきましたけれども、建物を建てる時に18本の杭を打つという作業を致しました。その内の3本が支持層に達しないという状況がございまして、この建物に関しての工期が今年度末という事になっております。それで建物が出来ないと全ての物が導入できないという事になりましたので、関連する事業を細かく分けたところでございますが、4つの工事について繰越をさせていただくという事でございます。

議 長

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

他ありませんか。

- 議 長 (「ありません」の声あり)  
はい、質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、挙手により行います。
- 々 「議案第40号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手、「全員」であります。
- 々 よって、「議案第40号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。
- 々 これをもって、平成29年第2回川本町議会臨時会を閉会します。  
お疲れ様でした。
- (午前10時31分)

この会議録は、川本町議会事務局長 櫻本 博志 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員